

認定社会福祉士制度 スーパービジョン実施要綱

2012年7月28日
要綱第2号

沿革 2013年6月2日改正
2014年9月20日改正
2014年11月24日改正
2015年1月31日改正
2015年3月22日改正
2015年9月27日改正
2017年3月12日改正
2018年7月29日改正
2019年6月23日改正
2020年1月26日改正
2021年9月23日改正
2022年9月23日改正

認定社会福祉士制度 スーパービジョンに関する規則（2015年6月14日制定）第16条の規定に基づき、認定社会福祉士制度におけるスーパービジョンの実施について必要な事項を定める。

（スーパービジョンの目的）

第1条 スーパービジョンは、次条に定める要件を満たしたスーパーバイザーが、スーパーバイザーの実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するためにソーシャルワークの視点から実施するもので、スーパーバイザーとなる社会福祉士が次の各号に掲げる事項を獲得することを目的とする。

- (1) 社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
- (2) 専門職として職責と機能が遂行できるようにする。
- (3) 個別支援・組織・地域のすべてのレベルにおける実践力を開発する。

（スーパーバイザーの要件）

第2条 スーパーバイザーになることができる者は、次の各号に掲げる者であって次条のスーパーバイザー登録をした者とする。

- (1) 認定上級社会福祉士
- (2) 認定社会福祉士の更新者。ただし、更新に必要なスーパービジョン実績について最低2単位は個人スーパービジョン（受ける）で取得していなければならない。
- (3) 認定上級社会福祉士に準じる者
- (4) その他、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」という。）が認める者

2 次条のスーパーバイザー登録をしていない認定社会福祉士が認定上級社会福祉士の取得のためにスーパーバイザーとしてスーパービジョンを行うときは、次のいずれかの要件を満たしていること。

- (1) 第1号又は第3号のスーパーバイザーの同席のもとで行われること
- (2) 第1号又は第3号のスーパーバイザーの指導が受けられないときは、自らがスーパーバイザー

として行っているスーパービジョンについて機構が指定する振り返りができる研修会に、スーパーバイザー個人記録の写しを持参のうえ参加する。

(スーパーバイザーの登録)

第3条 スーパーバイザーとなる者は、機構に登録しなければならない。

- 2 機構は、登録の事務について委託することができる。
- 3 機構は、スーパーバイザーの登録名簿を公開する。なお、名簿の公開方法、公開内容については別に定める。

(スーパービジョンの実施形態)

第4条 スーパービジョンの実施形態は、個人スーパービジョン、グループスーパービジョン及びその他機構が認めるものとする。

- 2 グループスーパービジョンを行う際のスーパーバイザーの人数は、2名から8名までとし、スーパーバイザーの交替は認めない。
- 3 グループスーパービジョンにおけるスーパーバイザーには、社会福祉士以外の者を含めることができる。ただし、社会福祉士以外の者については、半数以下が望ましく、ソーシャルワークスーパービジョンについて基礎的な理解があること。また、社会福祉士以外の者は、認定社会福祉士制度におけるスーパービジョン実績の単位対象にはならない。
- 4 スーパーバイザーが必要と認めるときは、スーパーバイザーとスーパーバイザーとの合意に基づき、コンサルテーションを含めることができる。ただし、コンサルテーションを単位要件に含めることができるのは、1契約期間内において1回までとする。
- 5 スーパーバイザーは、前項のコンサルテーション実施後に、当該コンサルテーションについてスーパーバイザーに報告し、結果についてスーパービジョンの中で扱うこととする。

(スーパービジョンの単位)

第5条 個人スーパービジョンは、次条に掲げる実施の手順に従い、原則として1回につき1時間以上、1年間で6回以上の定期かつ継続的に実施するものとし、契約期間満了をもって2単位とする。

- 2 グループスーパービジョンは、次条に掲げる実施の手順に従い、原則として1回につき90分以上、1年間で8回以上の定期かつ継続的に実施するものとし、契約期間満了をもって2単位とする。なお、単位認定できる回数は、1日2回を上限とする。

(契約の締結)

第6条 スーパーバイザーは、次の手順でスーパーバイザーとスーパービジョン実施契約を締結する。

- (1) スーパーバイザーの自己チェックシート(様式第1号)を使用し、各項目について自己チェックを行う。
 - (2) 前号の自己チェックの結果を参考にスーパービジョンを受けたいテーマを選定する。
 - (3) スーパーバイザーとの面談を通して、スーパービジョンを受けるテーマを決定する。
 - (4) スーパービジョン実施契約書及び覚書(様式第2号)(グループスーパービジョンの場合は、スーパービジョン実施契約書、覚書及び誓約書(様式第6号))により、スーパーバイザーと契約を締結する。
- 2 契約期間は、原則として1年間とする。ただし、スーパーバイザーとスーパーバイザーの双

方（グループスーパービジョンの場合は、スーパーバイザーと全スーパーバイザー）の合意が得られた場合には、契約期間を3ヵ月間まで短縮することができる。

- 3 スーパーバイザーが契約期間の重複するスーパービジョンを受けている場合には、いずれか1契約のみ単位の対象とすることができる。

（契約期間の延長）

第7条 前条で締結したスーパービジョン契約について、契約期間内に終了することが難しい場合には、契約期間を3ヵ月間延長することができる。

（実施）

第8条 個人スーパービジョンの各回の実施は、次の手順で行う。

- (1) スーパーバイザーは、課題に基づいたスーパービジョンを行う。ただし、スーパーバイザーとスーパーバイザーとの合意に基づき課題の変更を行うことができる。
- (2) スーパーバイザーは、スーパービジョン終了後、スーパーバイザー個人記録（様式第3号）に記入する。
- (3) スーパーバイザーは、スーパービジョン機能表（様式第4号）に必要事項を記入し、当該回の終了ごとに重点的にスーパービジョンを行った項目をスーパーバイザーに説明するとともに、実施した内容を確認する。

2 グループスーパービジョンの各回の実施は、次の手順で行う。

- (1) スーパーバイザーは、課題に基づいたスーパービジョンを行う。ただし、スーパーバイザーとスーパーバイザーとの合意に基づき課題の変更を行うことができる。
- (2) スーパーバイザーは、6回以上出席しなければならない。また、スーパービジョンの課題及びテーマについて1回以上報告をしなければならない。
- (3) スーパーバイザーは、スーパービジョン終了後、スーパーバイザー個人記録（様式第7号）に記入する。

（総括）

第9条 個人スーパービジョンの契約期間満了にあたっては、次の手順で総括を行う。

- (1) スーパーバイザーは、スーパービジョン実施契約締結前に記入したスーパーバイザーの自己チェックシート（様式第1号）及びスーパーバイザー個人記録（様式第3号）を用い、スーパービジョン契約の終了にあたっての自己評価を行う。
- (2) スーパーバイザーは、スーパービジョンの契約期間を通じたスーパーバイザーの評価を行い、総括をスーパービジョン機能表（様式第4号）に記入する。

2 グループスーパービジョンの契約期間の満了にあたっては、次の手順で総括を行う。

- (1) スーパーバイザーは、スーパービジョン実施契約締結前に記入したスーパーバイザーの自己チェックシート（様式第1号）及びスーパーバイザー個人記録（様式第7号）を用い、スーパービジョン契約の終了にあたっての自己評価を行う。
- (2) スーパーバイザーは、スーパービジョンの契約期間を通じたグループスーパービジョンの目的について達成できているか総括し、スーパービジョン実施報告書（様式第8号）に記入する。

（書類の管理等）

第10条 スーパービジョンの実施における必要な書類の管理及び保存は、次表のとおりとする。

(1) 個人スーパービジョン

書類	スーパーバイザー の管理・保存	スーパーバイザー の管理・保存
スーパーバイザーの自己チェックシート（様式第1号）	管理・保存	
スーパービジョン実施契約書、覚書（様式第2号）	管理・保存	管理・保存
スーパーバイザー個人記録（様式第3号）	管理・保存	写しを保存
スーパービジョン機能表（様式第4号）	写しを保存	管理・保存
スーパービジョン実施報告書（様式第5号）	管理・保存	管理・保存

(2) グループスーパービジョン

書類	スーパーバイザー の管理・保存	スーパーバイザー の管理・保存
スーパーバイザーの自己チェックシート（様式第1号）	管理・保存	
スーパービジョン実施契約書、覚書、誓約書（様式第6号）	管理・保存	管理・保存
スーパーバイザー個人記録（様式第7号）	管理・保存	写しを保存
スーパービジョン実施報告書（様式第8号）	管理・保存	管理・保存

2 スーパービジョンの実施における必要な書類の保存期間は、5年間とする。

3 前項に規定する保存期間を経過したときは、書類の内容について他に知られることがないよう焼却、溶解、裁断、消去等の適切な方法で廃棄するものとする。なお、次項の申請のために必要な書類は、申請に必要な期間のみ第2項の年数を超えて保存することができる。

4 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の認定又は更新に必要なスーパービジョン実績の単位申請にあたっては、「スーパービジョン実施報告書（様式第5号又は様式第8号）」を提出する。

5 前項の書類については、個人スーパービジョンに限り、「スーパービジョン実施契約書（覚書を含む）（様式第2号）」「スーパービジョン機能表（様式第4号）」をもって替えることができる。

（スーパービジョンを行う）

第11条 認定社会福祉士の更新、認定上級社会福祉士の認定又は更新するために行うスーパービジョンは、スーパーバイザーとして職責と機能が担えるようになることを目的とする。

2 スーパービジョンの方法は、第4条から第10条までの規定を準用する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるものの他、スーパービジョンの実施に必要な事項は別に定める。

（改廃）

第13条 この要綱の変更は、理事会の承認を経るものとする。

附 則

（施行期日）

1. この要綱は、2012年7月28日から施行する。

(経過措置)

2. 認定社会福祉士制度施行後 10 年間に限り、別に定める要件を満たしている場合は、第 2 条に定めるスーパーバイザーの要件を満たしているものとみなす。
3. 経過措置期間に認定社会福祉士を取得した者で、スーパーバイザー登録をしようとする者は、第 2 条の規定にかかわらず、別に定める要件を満たさなければならない。
4. 前 2 項[附則第 2 項及び第 3 項]でスーパーバイザーの要件を満たしているとみなされたスーパーバイザー登録者は、2018 年度までの間は、第 1 1 条のスーパーバイザーとなることができる。ただし、2018 年度以降も引き続き第 1 1 条のスーパーバイザーとしてスーパービジョンを実施する場合は、スーパーバイザー登録規程（2017 年規程第 1 号）に基づくスーパーバイザー登録をしなければならない。
5. 第 8 条及び第 1 3 条の規定にかかわらず、当面の間、単位として認めるスーパービジョンの実施形態は、個人スーパービジョンのみとする。

附 則（2013 年 6 月 2 日）

この要綱は、6 月 2 日から施行する。

附 則（2014 年 9 月 20 日）

この要綱は、理事会の承認の日から施行する。

附 則（2014 年 11 月 24 日）

この要綱は、理事会の承認の日から施行する。

附 則（2015 年 1 月 31 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。
2. 施行日前に契約締結し実施しているスーパービジョンについては、当該契約期間が満了するまでの間は、契約時において使用した様式を継続して使用することができる。

附 則（2017 年 3 月 12 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。
2. 施行日前に契約締結し実施しているスーパービジョンについては、当該契約期間が満了するまでの間は、契約時において使用した様式を継続して使用することができる。

附 則（2018 年 7 月 29 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。
2. 施行日前に契約締結し実施しているスーパービジョンについては、当該契約期間が満了するまでの間は、契約時において使用した様式を継続して使用することができる。

附 則（2019 年 6 月 23 日）

この要綱は、理事会の承認の日から施行する。

附 則（2020 年 1 月 26 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。
2. 様式第 1 号および様式第 4 号については、当面の間、従前の書式を継続して使用することができる。

附 則（2021 年 9 月 23 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。
2. 様式第 1 号から様式第 5 号については、当面の間、従前の書式を継続して使用することができる。

附 則（2022 年 9 月 23 日）

1. この要綱は、理事会の承認の日から施行する。

様式第1号 スーパーバイザーの自己チェックシート

<表1の記入方法>

■表1は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士になるまでに必要な経験と、それらを自己評価するチェック欄で構成されています。チェック項目は、ソーシャルワークのプロセスとミクロ、メゾ（組織）、メゾ（地域）、マクロのレベルで構成されています。自己評価の基準は次のとおりです。社会福祉士としての専門的な価値、知識、技術にもとづいて行っているかを自己評価します。

- 4：業務として行っており専門職として常に適切にできている
- 3：業務として行っており専門職として概ね適切にできている
- 2：業務として行っているが専門職としてあまり適切にできていない
- 1：業務として行っているが専門職として適切にできていない
- 0：業務として行っていない

■チェック項目ごとに評価をしてください。

■「評価の理由等」はミクロ、メゾ（組織）、メゾ（地域）、マクロごとに記入してください。なお、マクロについても、ソーシャルワークのプロセスの中で行われます。

■「評価の理由等」には、実践においてどの程度専門職としての価値や知識、技術にもとづいて対応できているかを簡潔に記入します。

■「スーパービジョン前」の欄が、事前面談の前にスーパーバイザー自身で記入する欄です。「スーパービジョン後」の欄は、スーパービジョン契約（原則1年間で6回以上（グループスーパービジョンは8回以上）の定期的かつ継続的实施）の終了にあたって、スーパーバイザー自身で記入する欄です。

■認定社会福祉士を取得する前の者は網掛けのない項目まで、認定社会福祉士を取得した後の者はすべての項目について、自己評価します。

<表2の記入方法>

■表2の上の表は、事前面談の前に表1の結果をふまえてスーパーバイザー自身の業務と照らし合わせながら、スーパーバイザー自身がスーパービジョンを受けたい「テーマ」と理由を記入します。

■表2の下表は、事前面談によるスーパーバイザーとの話し合いをふまえて、決定したスーパービジョンの「テーマ」と理由を記入します。

<表3の記入方法>

■スーパーバイザーとの事前面談を通して気づいたことを記入する欄です。

<表4の記入方法>

■スーパービジョン契約（原則1年間で6回以上（グループスーパービジョンは8回以上）の定期的かつ継続的实施）の終了にあたって、自己評価を記入する欄です。

表1 チェック項目表

スーパーバイザー氏名

社会福祉士登録番号

4：常に適切にできている 3：概ね適切にできている 2：あまり適切にできていない 1：適切にできていない 0：行っていない

チェック項目	スーパービジョン前 (西暦 年 月 日)		スーパービジョン後 (西暦 年 月 日)	
	評価	評価の理由等	評価	評価の理由等
1 ソーシャルワークの開始				
ミクロ	(1-1-1) 相談受付			
	(1-1-2) インテーク面接			
	(1-1-3) スクリーニングのための情報収集			
	(1-1-4) 記録作成			
	(1-1-5) 受理・判定・入所に係る会議等での介入方針の決定			
	(1-1-6) 契約			
	(1-1-7) 相談者のニーズとワーカビリティに応じた他機関・他部門へのリファー			
メゾ (組織)	(2-1-1) 組織や事業に関わる相談や依頼の受付			
	(2-1-2) 情報収集			
	(2-1-3) 会議等での方針決定への関与			
	(2-1-4) 定款や契約書等の作成あるいは変更への関与			

メ ゾ (地 域)	(3-1-1) 相談や依頼の受付				
	(3-1-2) スクリーニングのための情報収集				
	(3-1-3) 会議等での地域福祉活動・事業の方針の決定				
	(3-1-4) 地域福祉活動・事業についての合意形成				
	(3-1-5) 地域福祉活動・事業についての契約				

2 ソーシャルワークのアセスメント

ミ ク ロ	(1-2-1) 理論・モデルに基づくアセスメント				
メ ゾ (組 織)	(2-2-1) 理論・モデルに基づく組織のアセスメント				
メ ゾ (地 域)	(3-2-1) 理論・モデルに基づく地域のアセスメント				

以下の理論やモデル、アセスメント方法等を参考にして自己評価を行ってください。

理論・モデルの例) 生物・心理・社会的モデル、生態学的モデル、システム理論

組織のアセスメントの例) 所属組織、所属組織のある地域、および関係する組織・機関について

地域のアセスメントの例) 参与観察、ヒアリング、フォーカスグループインタビュー、社会調査等

3 ソーシャルワークの計画立案

ミクロ	(1-3-1) アセスメントに基づく目標設定			
	(1-3-2) アセスメントに基づく計画立案			
メゾ (組織)	(2-3-1) アセスメントに基づく目標設定			
	(2-3-2) アセスメントに基づく取り組みの企画 (計画)			
メゾ (地域)	(3-3-1) アセスメントに基づく目標設定			
	(3-3-2) アセスメントに基づく地域福祉活動・事業の計画立案			

「ミクロ」については、以下の介入方法を参考にして、自己評価を行ってください。

(ア) 社会サービス^{注1}の活用支援^{注2}

注1 保健、医療、福祉、教育、司法、就労支援などフォーマルな社会資源

注2 仲介、調整、調停、提供、ケアマネジメントなど

(イ) 理論・モデル・アプローチ^{注3}に基づく心理的サポート、認知および行動変容にむけての支援

注3 例) 行動(学習)理論、認知理論、認知行動理論、システム理論、心理社会的アプローチ、機能的アプローチ、問題解決アプローチ、クライエント(パーソン)・センタード・アプローチ、課題中心アプローチ、危機介入モデルなど

(ウ) グループを活用した援助(グループワーク、自助グループなど)

(エ) 家族支援(心理的サポート、レスパイトサービス、家族心理教育、家族療法など)

(オ) ソーシャルサポートネットワーク^{注4}の構築

注4 例) インフォーマルな社会資源の開発・調整(近隣住民・友人・大家・ボランティア・職場・学校・その他の関係者や団体への説明・協力依頼・支援)、施設・機関や他の専門職との連携・協働

(カ) ケース・アドボカシー(利用者の代弁・権利擁護)

(キ) 倫理的ジレンマへの対応

「メゾ（組織）」については、以下の取組方法を参考にして、自己評価を行ってください。

- (ア) 費用対効果を踏まえた事業計画
- (イ) 上記の事業に必要な職員の体制づくり（採用・役割分担）
- (ウ) 法令遵守の取り組み
- (エ) サービスの質の向上や業務効率向上のための取り組み
- (オ) 利用者の安全対策（事故、感染症、災害時等）および緊急時の対応の仕組みの構築
- (カ) 実習生や新人職員への助言・指導（管理・教育・支持）および OJT
- (キ) 職員が自己研鑽に取り組める環境整備
- (ク) ボランティア等の受け入れとその環境整備
- (ケ) 組織機関、施設等が有する機能の地域還元

「メゾ（地域）」については、以下の介入方法を参考にして、自己評価を行ってください。

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画^{注1}
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助^{注2}
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成^{注3}
- (エ) 前に掲げる（ア）（イ）（ウ）の事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業^{注4}

注1 例) 権利擁護事業、介護保険事業、介護予防事業等

注2 例) 市民活動（小地域福祉活動、ボランティア）の促進・支援

注3 例) 関係機関・団体・個人とのネットワーク構築、連携強化

注4 例) 当事者の組織化・支援、福祉教育・啓発、制度・事業運営・サービス等の改善のための所属組織内外での取り組み

4 ソーシャルワークの実行・介入

ミクロ	(1-4-1) サービス調整会議・ケースカンファレンス等による検討及び調整			
	(1-5-1) 介入の実施			
	(1-5-2) 介入の記録			
	(1-8) 困難事例・多問題事例への介入			
メゾ (組織)	(2-4-1) 組織内外での会議の企画・運営			
	(2-4-2) 職員間および関係部署や関係機関との合意形成および連携			
	(2-5-1) 取り組みの実施（企画の運営）とその記録			
	(2-5-2) 取り組みの記録			
メゾ (地域)	(3-4-1) 策定会議、連絡協議会、懇話会等による検討及び調整			
	(3-5-1) 地域福祉活動・事業の実施			
	(3-5-2) 地域福祉活動・事業の記録			

5 ソーシャルワークの実行・介入に基づいたモニタリング

ミクロ	(1-5-3) 継続的なアセスメントおよび変化に応じた修正				
メゾ (組織)	(2-5-3) 継続的な実施状況についての点検・評価とそれに応じた修正				
	(2-5-4) リーダーとしての役割遂行				
メゾ (地域)	(3-5-3) 継続的なアセスメントおよび変化に応じた修正				

6 ソーシャルワークの終結

ミクロ	(1-6-1) ケースカンファレンス等での検討				
	(1-6-2) 終結にむけての準備				
メゾ (組織)	(2-6-1) 会議等での検討				
	(2-6-2) 終結にむけての準備				
メゾ (地域)	(3-6-1) 会議等での検討				
	(3-6-2) 終結にむけての準備				

7 ソーシャルワークの事後評価（エヴァリエーション）等

ミクロ	(1-6-3) 終結後のフォローアップ				
	(1-6-4) 介入の結果についての評価等				
メゾ (組織)	(2-6-3) 終結後のフォローアップ				
	(2-6-4) 取組みの結果についての評価と報告				
メゾ (地域)	(3-6-3) 終結後のフォローアップ				
	(3-6-4) 地域福祉活動・事業の結果についての評価等				

8 制度・政策に関する働きかけ等

マクロ	(1-12) 個別レベルの課題をマクロレベルの課題へと位置づけてシステム変革				
	(2-14) 組織の理念・機能に関わる福祉政策・制度についての提言、システム改革への関与				
	(3-11) 地域・国家レベルでの保健医療福祉に関わる計画策定への参画				
	(3-12) クラス・アドボカシー (共通のニーズをもつ人々を代弁してソーシャルアクションを行い、制度・政策・事業・関係性などにおけるシステム変革を起こすこと)				

9 認定上級社会福祉士の質的基準に関する項目

共通	(1-7,2-7,3-7) ミクロ・メゾ・マクロに関わる業務に対する助言・指導/スーパービジョンを行う				
ミクロ	(1-9) アセスメントツール、計画表、契約書、記録フォームなどの開発・改善				
	(1-10) 特定の介入方法、アプローチについての評価				
	(1-11) より効果的な介入方法・アプローチなどの開発・普及				
メゾ (組織)	(2-8) 理念・基本方針の職員への周知および理念・基本方針を反映した組織運営				
	(2-9) 管理者およびチームリーダーの責任の明確化				
	(2-10) 費用対効果を踏まえた中長期計画（事業計画）策定				
	(2-11) 事業所等における税制、寄付金、公的助成制度、民間助成の活用				
	(2-12) 財務諸表に基づく経営分析、適正な財務管理				
	(2-13) 経営状況の把握と分析および分析に基づく課題把握と改善への取り組み				
	(2-15) 職員の苦情対応手続き				
	(2-16) 業務分析と職務内容の規定				
	(2-17) 業務負担のマネジメント				
(2-18) 職員のメンタルヘルス対策					

メ ソ （ 地 域）	(3-8) 事業（プログラム）評価（モニタリングと結果評価） と改善の取り組み				
	(3-9) 所属組織を超えて各種会議のリーダー/責任者として の役割遂行				
	(3-10) 地域福祉推進・連携のための懇談会、講演会、イベ ントへの参画				

表2 スーパービジョンを受けたいテーマ

【事前面談前】

受けたいテーマ	テーマ選定の理由
---------	----------

【事前面談後】

決定したテーマ	テーマ決定の理由
---------	----------

表3 事前面談で気づいたこと

--

表4 スーパービジョン契約の終了にあたっての自己評価

スーパービジョン契約の終了にあたっての自己評価（スーパービジョンの総括時に記入）
--

様式についての補足説明

- スーパービジョンの開始時に契約の形で、確認・誓約事項を明らかにし、双方が保存する。
- スーパーバイザーがスーパーバイザー候補にスーパービジョンを申込みときは、
 - ①スーパーバイザー氏名（職歴書を添付（実務経験、職位含む））
 - ②スーパーバイザーのスーパービジョン経験（スーパービジョンの学習経験、スーパービジョンを受けた経験回数）
 - ③スーパービジョンを受けたい領域・課題・テーマ（添付資料をもとに決定）などの項目をあらかじめ伝える。
- スーパービジョン実施契約書（案）は、契約書のひな形である。

スーパービジョン実施契約書（案）

（スーパーバイザー登録番号・スーパーバイザー氏名） S - _____（以下、甲という）
 と（社会福祉士登録番号・スーパーバイザー氏名） No. _____（以下、乙という）

とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第47条の2に定める資質向上のため、認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範を遵守し、次の条項によりスーパービジョン実施契約を締結する。

（スーパービジョン内容）

- 第1条 甲は乙に対し、認定社会福祉士認証・認定機構が定めるスーパービジョンを行う。
- 2 本スーパービジョンの目的は、「①社会福祉士としてのアイデンティティを確立する、②専門職として職責と機能が遂行できるようにする、③個別支援・組織・地域のすべてのレベルにおける実践力を開発する。」とする。
 - 3 甲及び乙は、スーパービジョンの実施場所についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。
 - 4 スーパービジョン期間は、1年間で6回以上とする。なお、1回は1時間以上とする。
 - 5 甲及び乙は、乙の希望に基づくスーパービジョンの課題及びテーマについて、スーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。
 - 6 甲は乙に対し、適切なスーパービジョンを行うものとする。

（機密の保持）

- 第2条 甲及び乙は、スーパービジョンで扱う事例及びスーパービジョンの内容等のスーパービジョンの実施中に知り得た個人情報及び機密の保持に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法第46条（秘密保持義務）の規定を遵守しなければならない。
- 2 正当な理由のためスーパービジョンで得られた個人情報を他に知らせる場合は、所属するソーシャルワーカーの職能団体の「倫理綱領」を遵守するものとする。

（事故の責任）

- 第3条 スーパービジョン中に、甲又は乙が第三者に損害を与えた場合、損害を与えた者は誠意をもって対応しなければならない。

(スーパービジョン経費)

第4条 スーパービジョンを実施する際に発生する経費の実費は、甲及び乙のそれぞれの負担とする。

2 甲及び乙は、前項の経費についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。

(信義誠実)

第5条 甲及び乙は、信義誠実の原則を尊び、本契約を履行するものとする。

(契約の変更・解除)

第6条 乙は、この契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。

2 甲は、正当な理由によりこの契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。

3 契約の解除にあたっては、未履行分に関する費用（謝金）の支払いは要しない。

なお、既に履行予定の費用（謝金）を支払っている場合は、甲は乙に未履行分の費用（謝金）を返金するものとする。

4 甲及び乙は、前3項に定める他、この契約の履行を中止、または契約内容を変更し、もしくはこれを解除する必要を生じた場合は、甲、乙協議により決する。

(補足)

第7条 この契約の履行に関し、定めのない事項の取り扱い及び解釈上の疑義を生じた場合の取り扱いについては、その都度、甲、乙協議により決する。

以上、契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

西暦 年 月 日

(スーパーバイザー)

甲 住所

氏名

印

(スーパーバイジー)

乙 住所

氏名

印

スーパービジョン実施覚書 **個人スーパービジョン用**

(スーパーバイザー登録番号・氏名) _____ と
 (社会福祉士登録番号・スーパーバイザー氏名) _____ とは、スーパービジョン
 実施契約に基づき、スーパービジョンの実施に関し協議した内容について、下記のとおり確認する。
 なお、下記の事項については、双方の合意の上、変更することがあり得る。

課題・テーマ	
契約期間 (1年間)	西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 (原則1年間とする。同一期間における複数契約は認められない)
回数 (6回以上)	(認定社会福祉士制度のスーパービジョン実績となる設定とする)
時間	(深夜には行わない)
場所	(個人情報保護の観点から守秘義務が遵守できない場所では行わない)
実施費用(経費) と負担の方法	
謝金と支払いの 方法	
スーパーバイザ ーへの連絡方法	<input type="checkbox"/> 固定電話
	<input type="checkbox"/> ファックス
	<input type="checkbox"/> 携帯電話
	<input type="checkbox"/> e-mail
	<input type="checkbox"/> その他
スーパーバイジ ーへの連絡方法	<input type="checkbox"/> 固定電話
	<input type="checkbox"/> ファックス
	<input type="checkbox"/> 携帯電話
	<input type="checkbox"/> e-mail
	<input type="checkbox"/> その他

スーパービジョンの円滑な実施のために、下記の留意事項について遵守します。

1. スーパービジョンを円滑に実施するために、スーパーバイザーは事前の準備を必ず行います。
2. お互いのプライバシーを尊重します。
3. 各種のハラスメントは行いません。
4. 同意・強制を問わず性的行動・性的接触は行いません。

西暦 年 月 日

(スーパーバイザー) 甲 住所 _____
 氏名 _____ (印)

(スーパーバイザー) 乙 住所 _____
 氏名 _____ (印)

様式第3号 スーパーバイザー個人記録 **個人スーパービジョン用**

<記入方法>

- 毎回のスーパービジョン終了後にスーパーバイザーが記入し、スーパーバイザーに写しを渡します。
- 「自己チェックシートで決定したテーマ」は、毎回同じテーマが記入されます。ただし、途中で変更した場合は、変更した「テーマ」を記入します。
- 「今回のスーパービジョンの課題（ねらい）」は、前回のスーパービジョンで決定した「次回のスーパービジョンの課題（ねらい）」を記入します。なお、この課題は「自己チェックシートで決定したテーマ」を踏まえつつ、より実践に近い課題、具体的な課題が設定されます。

実施日時	西暦 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施回数	第 回
スーパーバイザー 氏名	
スーパーバイザー 氏名	
自己チェックシート で決定したテーマ	
今回のスーパービジ ョンの課題(ねらい)	
今回のスーパービジ ョンで気づいたこと ／扱った課題で解決 したこと	
今回扱った課題で残 った課題／新たにで てきた課題	
次回のスーパービジ ョンの課題(ねらい)	

様式第4号 スーパービジョン機能表 個人スーパービジョン用

＜表1の記入方法＞

- 毎回のスーパービジョン終了後に、スーパーバイザーが実施日とその回のスーパービジョンで実施した項目について簡単に記載します。
- 毎回のスーパービジョン実施前に、その回に重点的に行う項目にマークをつけて活用することも可能です。
- なお、スーパーバイザーは記載した項目について、どのようなことかスーパーバイザーに対して説明をします。

＜表2の記入方法＞

- 契約（1年間で6回以上の定期的かつ継続的实施）の終了にあたって、スーパービジョン全体を通して、スーパーバイザーの成長や課題を記入します。

スーパーバイザー登録番号・スーパーバイザー氏名：（ S - ）

社会福祉士登録番号・スーパーバイザー氏名：（ No. ）

表1 機能表（毎回のスーパービジョン時に記入）

機能分類	項目	実施したスーパービジョンの項目					
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の分掌と遂行 ・業務内容の点検と整備 ・業務関連情報の周知と遵守 ・管理業務記録 ・業務連絡調整（職場内・外）の運営 ・職場（内外）環境の維持と改善 等 						
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（個別・地域・組織）理解と対応 ・支援技術や技法の習熟 ・支援過程展開への視野 ・実践記録 ・事例研究方法 ・自己研鑽への姿勢 等 						

支持機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自己覚知 ・個人的解決課題の克服 ・業務と職場環境の課題 ・実践倫理の確立 ・職業的アイデンティティの確立 等 						
------	--	--	--	--	--	--	--

表2 スーパーバイザー評価表（スーパービジョン契約（1年間で6回以上の定期的かつ継続的实施）の終了にあたって、総括時に記入）

スーパービジョン実施契約書（案） **グループスーパービジョン用**

(スーパーバイザー登録番号)・スーパーバイザー氏名) S - _____ (以下、甲という)
と (社会福祉士登録番号)・スーパーバイザー氏名) No. _____ (以下、乙という)
とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第47条の2に定める資質向上のため、認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範を遵守し、次の条項によりスーパービジョン実施契約を締結する。

(スーパービジョン内容)

- 第1条 甲は乙に対し、認定社会福祉士認証・認定機構が定めるスーパービジョンを行う。
- 2 本スーパービジョンの目的は、「①社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。②専門職として職責と機能が遂行できるようにする。③個別支援・組織・地域のすべてのレベルにおける実践力を開発する。」とする。
- 3 甲及び乙は、スーパービジョンの実施場所についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。
- 4 スーパービジョン期間は、1年間で8回以上とする。なお、1回は90分以上とする。また、1日に行えるスーパービジョンは2回までを上限とする。
- 5 乙は、スーパービジョン期間において、6回以上、出席しなければならない。
- 6 甲及び乙は、乙の希望に基づくスーパービジョンの課題及びテーマについて、スーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。
- 7 乙は、スーパービジョン期間において、スーパービジョンの課題およびテーマについて1回以上報告しなければならない。
- 8 スーパービジョンを行う場合のスーパーバイザーの人数は、2名から8名までとする。
- 9 甲は乙に対し、適切なスーパービジョンを行うものとする。

(機密の保持)

- 第2条 甲及び乙は、スーパービジョンで扱う事例及びスーパービジョンの内容等のスーパービジョンの実施中に知り得た個人情報及び機密の保持に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法第46条（秘密保持義務）の規定を遵守しなければならない。
- 2 正当な理由のためスーパービジョンで得られた個人情報を他に知らせる場合は、所属するソーシャルワーカーの職能団体の「倫理綱領」を遵守するものとする。
3. 事例情報等の取扱に関しては、誓約書を締結し、遵守するものとする。

(事故の責任)

- 第3条 スーパービジョン中に、甲又は乙が第三者に損害を与えた場合、損害を与えた者は誠意をもって対応しなければならない。

(スーパービジョン経費)

- 第4条 スーパービジョンを実施する際に発生する経費の実費は、甲及び乙のそれぞれの負担とする。
- 2 甲及び乙は、前項の経費についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。

(信義誠実)

第5条 甲及び乙は、信義誠実の原則を尊び、本契約を履行するものとする。

(契約の変更・解除)

第6条 乙は、この契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。

2 甲は、正当な理由によりこの契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。

3 契約の解除にあたっては、未履行分に関する費用（謝金）の支払いは要しない。

なお、既に履行予定の費用（謝金）を支払っている場合は、甲は乙に未履行分の費用（謝金）を返金するものとする。

4 甲及び乙は、前3項に定める他、この契約の履行を中止、または契約内容を変更し、もしくはこれを解除する必要を生じた場合は、甲、乙協議により決する。

(補足)

第7条 この契約の履行に関し、定めのない事項の取り扱い及び解釈上の疑義を生じた場合の取り扱いについては、その都度、甲、乙協議により決する。

以上、契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

西暦 年 月 日

(スーパーバイザー)

甲 住所

氏名

Ⓜ

(スーパーバイジー)

乙 住所

氏名

Ⓜ

スーパービジョン実施覚書 **グループスーパービジョン用**

(スーパーバイザー登録番号・氏名) _____ と
 (社会福祉士登録番号・スーパーバイザー氏名) _____ とは、スーパービジョン
 実施契約に基づき、スーパービジョンの実施に関し協議した内容について、下記のとおり確認する。
 なお、下記の事項については、双方の合意の上、変更することがあり得る。

課題・テーマ	
契約期間 (1年間)	西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 (原則1年間とする。同一期間における複数契約は認められない)
回数 (8回以上)	(うち「6回以上の出席」と「課題およびテーマについて1回以上の報告」が必要)
時間	(深夜には行わない)
場所	(個人情報保護の観点から守秘義務が遵守できない場所では行わない)
実施費用(経費) と負担の方法	
謝金と支払いの 方法	
スーパーバイザ ーへの連絡方法	<input type="checkbox"/> 固定電話
	<input type="checkbox"/> ファックス
	<input type="checkbox"/> 携帯電話
	<input type="checkbox"/> e-mail
	<input type="checkbox"/> その他
スーパーバイジ ーへの連絡方法	<input type="checkbox"/> 固定電話
	<input type="checkbox"/> ファックス
	<input type="checkbox"/> 携帯電話
	<input type="checkbox"/> e-mail
	<input type="checkbox"/> その他

スーパービジョンの円滑な実施のために、下記の留意事項について遵守します。

1. スーパービジョンを円滑に実施するために、スーパーバイザーは事前の準備を必ず行います。
2. お互いのプライバシーを尊重します。
3. 各種のハラスメントは行いません。
4. 同意・強制を問わず性的行動・性的接触は行いません。

西暦 年 月 日

(スーパーバイザー) 甲 住所 _____
 氏名 _____ 印

(スーパーバイザー) 乙 住所 _____
 氏名 _____ 印

事例情報等の取扱いに関する誓約書（案）

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」第46条において、利用者等の個人情報に対する秘密保持義務が課されている。したがって、支援の過程において知りえた個人情報を正当な理由がなく他者に開示することは許されない。

しかし、事例等（個人、グループ、組織、コミュニティの事例を含む）を記録しそれをもとに専門職間でスーパービジョンすることは、社会福祉士が利用者等を支援する力量を高める最も有効な手段のひとつである。公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領をふまえて、社会福祉士が自らの力量を高めることは、利用者等の利益につながる。

そこで本スーパービジョンでは、個人情報保護に関する法令を遵守し、秘密保持への配慮の下に適切にスーパービジョンが行われることを目的として守るべき以下の事項について誓約する。

1 事例等作成上の遵守事項

- ① スーパーバイザーは、事例等を提出することについて、原則として利用者本人及び所属施設（機関）の上司等に承諾を得ておくこととする。
- ② 事例等は社会福祉士自身のソーシャルワーク実践を客観視しつつ、スーパービジョンの目的に応じ適宜作成する。
- ③ 事例等作成のために利用者の個人情報を収集する場合は、目的に合わせて必要最小限の収集にとどめ、直接的に必要なない情報を収集しないようにする。
- ④ 利用者以外から収集した情報については、その事実関係や客観性を確認した上で活用する。

2 事例等取扱上の遵守事項

- ① スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施あたりスーパーバイザーに事例等を提出する際には、提出過程において事例等の内容が外部に漏れないようにする。
- ② スーパーバイザー及びスーパーバイザーは、スーパービジョンにおいて、提出された事例等に関する内容を外部に漏らさないようにする。
- ③ スーパービジョンにおいて使用した事例レポート等は、原則として、終了時にスーパーバイザー及びスーパーバイザーの責任において速やかに裁断処理するなどして廃棄する。

誓約日： 20 年 月 日

契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
スーパーバイザー	ス ^ー パ ^ー バ ^イ ザ ^ー -登録番号（S - ）氏名 _____ (印)
スーパーバイジー	①社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ②社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ③社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ④社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ⑤社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ⑥社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ⑦社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印) ⑧社会福祉士登録番号（ _____ ）氏名 _____ (印)

様式第7号 スーパーバイザー個人記録 **グループスーパービジョン用**

<記入方法>

■毎回のスーパービジョン終了後にスーパーバイザー全員が記入し、スーパーバイザーに写しを渡します。

実施日時	西暦 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施回数	第 回
記入者氏名 (スーパーバイザー)	
スーパーバイザー 氏名	
参加人数 (※1)	名 (スーパーバイザーを除く)
報告者 (※2)	
テーマ	
今回のスーパービジョンで気づいたこと	
その他 (進め方についての 意見、感想など)	

※1 グループスーパービジョンとしての成立要件は、(スーパーバイザーを含めない) 参加人数2名～8名となります。

※2 「SVを受ける」の単位申請には、「6回以上の出席」と「課題およびテーマについて1回以上の報告」が必要です。

様式第8号 スーパービジョン実施報告書（機構への申請用） **グループスーパービジョン用**

(1) 実施状況 契約期間 20 年 月 日～ 20 年 月 日（ か月）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目		
開催日程	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
時間										
場所										
実施内容 (簡潔に)										
報告者氏名										
氏名	社会福祉士 登録番号	出欠状況（出席した場合は○を記載）								合計
①										回
②										回
③										回
④										回
⑤										回
⑥										回
⑦										回
⑧										回
出席人数		人	人	人	人	人	人	人	人	

グループスーパービジョンの総括（スーパーバイザーが記載）

--	--

(2) 書類の保管について

下表の書類は、各自が管理・保存することが必要となります。（保存期間：5年間）

様式番号	名称	スーパーバイザー	スーパーバイザー
第1号	スーパーバイザーの自己チェックリスト	管理・保存	—
第6号	スーパービジョン実施契約書・覚書・誓約書	管理・保存	管理・保存
第7号	スーパーバイザー個人記録	管理・保存	写しを保存
第8号	スーパービジョン実施報告書（本様式）	管理・保存	管理・保存

上記の実施状況について相違ありません。

確 認 欄	終了確認日	20 年 月 日
	スーパーバイザー	登録番号 (S -) 氏名： Ⓜ

＜申請・記載にあたってのご注意＞

1. 機構が必要と判断した場合は、各様式の提出を求めることがあります。提出がない場合は単位として認められません。
2. 本報告書は、グループメンバー全員分を（一人1枚）作成してください。なお、社会福祉士以外の方の氏名については、イニシャル等でも構いません。
3. 原則、契約期間が1年間かつ8回以上実施したものが単位対象となります。要件に満たないものは実績として認められません。
4. スーパーバイザー経験において契約期間が重複している場合は、いずれか1つの契約に基づく実績のみが単位対象となります。
5. 本様式は、各自で管理・保存し、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の認定申請をする方が、申請時（あるいは、認定研修の申込時）に提出してください。